

申請者 様

お世話になります。

墓地の個人経営の流れについて、下記のとおりお知らせします。

令和 年 月 日

真庭市 生活環境部 環境課

(電話：0867-42-1113)

記

### ☆申請前の流れ

○事前相談 申請の事前相談。(電話連絡等)

○現地調査 市が現地確認を行う。

※要件

- ・墓地面積は **20㎡以下**が条件。(測量 → 分筆 地目は現況のまま)
- ・災害危険区域、地すべり防止区域及び急傾斜地崩壊危険区域でないこと。
- ・ **申請者所有の土地**であること。
- ・周囲に多数の墳墓があること。
- ・半径100m以内の住宅等所有者の **同意が必要。(100%同意)**
- ・農地の場合は、農業委員会の許可が必要。

(農地転用許可申請と墓地経営許可申請を **同時に提出**)

○墓地経営許可申請書の提出。

添付書類：登記事項証明書、同意書、位置図、地積図などを添付。

### ☆申請後の流れ

① 墓地経営許可書の交付

↓ ・市から申請者に送付。

② 墓地工事着手届出書の提出

↓ ・申請者から市に提出。

③ 墓地工事完了検査申請書の提出

・申請者から市に提出。(市が現地調査を実施)

④ 墓地工事完了検査済証の交付

↓ ・市から申請者に送付。

⑤ 墓地の使用開始

※既存墓地から新しい墓地へ墓石を移される場合は、**別で改葬許可**を受ける必要があります。

※墓地への地目変更は、墓石が建つまで変更できません。(手続は管轄法務局にて)